

## 議案第 16 号

### 平成 30 年度社会福祉法人さくら園事業計画について

平成 30 年 3 月 22 日提出

社会福祉法人さくら園 理事長 五十嵐團治

#### 平成 30 年度社会福祉法人さくら園事業計画

##### 1 基本方針

改正社会福祉法施行後 2 年間、改正の柱とされた 4 項目①事業運営の透明性の向上、②経営組織のガバナンスの強化、③財務規律の強化、④地域における公益的取組みについて、さくら園は障がい者優先の理念に基づいて的確に対応してきた。

3 年目を迎える 30 年度は、社会福祉法人として公益的取組みを進めるほか、障がい福祉の課題である就労の促進と重度障がい者支援の環境の整備に努めていく。

障がい者就労に関しては、29 年度の新規事業として、在宅障がい者の就労や社会参加促進事業、精神障がい者の雇用促進・安定事業及び職場定着主任ワーカー設置事業が評価されているので、さらに成果を高めていく。

利用者・保護者の信頼を得て地域から支持されるためには、安全・安心な環境の整備が必要である。各工房で必要な改善を実施する。

また、精神障がいや行動障がい利用者が増加しており、かつ今後も増加が継続すると見込まれるが、的確適切な支援を提供するためには職員の技術力や心身の安定は極めて大きな要素である。このため、専門技能の醸成等職員の能力向上に努めるとともに、ストレス軽減に向けた業務改善を進める。

##### 2 事業実施内容

###### (1) 障害福祉サービス事業の経営

30 年度は、さくら園全体で、放課後等デイを除いて、定員 172 人のところ利用契約者は 230 人の見込みである。

各工房は、29 年度同様にそれぞれの特性・特質を生かした個別具体的な目標を設定して支援する。就労訓練実施工房は、就労プログラム及び生活プログラムを通して利用者が実践的な就労・生活スキルを身に付けることを目指し、引き続き一般就労の実現に努める。

南さくら工房は、重度障がいの利用者支援の職員配置がほかの工房よりも多い。円滑な施設運営を図るため、施設内分場という形で組織を2分割する。

生活介護を実施する南さくら工房及び居多さくら工房は、29年度から新たに視覚障がい者を受け入れたが、いずれの工房もトラブルなく利用者・保護者との信頼関係を構築できた。この実績を今後の糧としていく。

- ① さくら工房 . . . 定員 38 人 (利用契約 42 人)
- ② つばき工房 . . . 定員 35 人 (利用契約 44 人)
- ③ 北さくら工房 . . . 定員 40 人 (利用契約 47 人)
- ④ 南さくら工房 . . . 定員 35 人 (利用契約 55 人)
- 放課後等デイ . . . 定員 5 人 (利用契約 15 人)
- ⑤ 居多さくら工房 . . . 定員 24 人 (利用契約 40 人)

## (2) グループホームの経営

国の平成 28 年度補正予算、29 年度継続事業として「さくらホーム直」を新築し、11 月に開設した。定員 5 室にショートステイ 1 室を併設した木造平屋建 163 m<sup>2</sup>は、当初からスプリンクラーを設備、バリアフリー仕様で整備した結果、車椅子利用者を受入れることが出来た。入居者 5 人はそれぞれ障がい区分や利用工房も異なっているが、幸いに経験のある世話人を確保できたこともあり、暮らしは落ち着いている。

スプリンクラー未設置のさくらホーム「五智」及び「陽」については、国の 29 年度補正に採択され 30 年度繰越事業として設置する。

入居者が、社会で自立して生活を営むためには、近隣住民の協力を仰がなければならないが、理解してもらえないときもある。自らが地元の一員であることを自覚し行動していくことが求められるので、積極的に地域活動に参加していく。

- ① さくらホーム五智 . . . 定員 6 人 (入居 6 人)  
一般就労 1、北さくら工房 4、居多さくら工房 1
- ② さくらホーム寺町 . . . 定員 5 人 (入居 5 人)  
さくら工房 1、北さくら工房 2、南さくら工房 1、  
居多さくら工房 1
- ③ さくらの家 . . . 定員 11 人 (入居 10 人)  
一般就労 4、さくら工房 5、つばき工房 1
- ④ つばきの家 . . . 定員 10 人 (入居 10 人)  
一般就労 5、つばき工房 2、北さくら工房 1、在宅 2
- ⑤ さくらホーム朋 . . . 定員 6 人 (入居 6 人)  
さくら工房 2、北さくら工房 1、つばき工房 1、  
南さくら工房 1、居多さくら工房 1

- ⑥ さくらホーム陽・・・定員 5 人（入居 5 人）  
一般就労 2、さくら工房 1、つばき工房 1、  
北さくら工房 1
- ⑦ さくらホーム直・・・定員 5 人（入居 5 人）  
さくら工房 1、つばき工房 1、北さくら工房 2、  
南さくら工房 1

(3) ショートステイ

さくらホーム陽とさくらホーム直に、それぞれ 1 室付設。訓練的利用及び緊急的利用の両面について対処している。

さくらホーム直に 1 室開設した結果、高田地区、直江津地区にそれぞれ 1 か所となり、より多くの要望に応えることが可能となった。

(4) 障がい者支援（さくら園障がい者支援室）

ア 障害者就業・生活支援センターさくら

30 年 4 月には法定雇用率が 2.2%に引き上げられることもあるので、配置 2 年目の精神障がい者担当ワーカーと主任職場定着支援ワーカーを活用して、雇用率を高めるとともに雇用の定着に努めていく。

態勢としては、労働局委託事業 6 人、新潟県委託事業 1 人及び上越市委託事業 1 人を合わせて、前年度同様の 8 人で臨む。

訓練支援の現場と障がい者雇用事業所を直接的に連携させるジョブコーチについては、引き続き、対外窓口は支援センターとしつつ、実務は工房の直接支援職員が行う。

参考

29 年 6 月の障害者雇用率は次のとおりであり、いずれも前年度を上回った。上越管内は法定雇用率 2%をクリアした。

( ) は 28 年度と 27 年度

- ・全国 1.97% (1.92%、1.88%)
- ・新潟県 1.96% (1.93%、1.85%)
- ・上越管内 2.03% (1.94%、1.85%)

イ 相談センターさくら

障がい者が施設を利用する際に計画相談は義務付けられている。

上越市内の相談機関は、社団法人が設置する基幹相談センターのほかに社会福祉法人が設置する 9 か所の相談センターがあるが、各相談員は行政の要請に基づいて、他法人施設利用者のケースも担当する。

相談センターさくらは、市内全体の需要状況を基に、前年度同様の常勤の専門職員 2 人態勢で臨む。

(5) 利用者工賃の確保

工賃は障がい者の経済的自立の重要な要素であるとともに、利用者にとって自らの力で稼いだお金だという達成感と、就労に向けた日々の励みにつながっている。

工賃の元となる授産事業の売上は、ここ数年全体に減少が続いており、29年度の各工房の売上は、さくら工房とつばき工房の農作業従事など、新たな分野の開拓などを通じて幅広く作業を展開したが、南さくら工房と居多さくら工房を除いて5%~15%程度の減額になる。

30年度は、販売が見込める花卉栽培、ありがとうブランドの営業強化を通して売上増、利用者工賃の増額を図っていく。

#### (6) 送迎の実施

リフト付マイクロバス1台、普通マイクロバス1台、15人乗りワゴン車1台と8人乗りワゴン車2台の合わせて5台のほか、各工房が個別に行っている重度利用者送迎等を合わせて、約100人に対して送迎サービスを実施する。個別送迎用のリフト付普通車について、29年度に1台更新した。

#### (7) 一般就労(就職)支援

29年度はさくら工房2人、つばき工房4人、北さくら工房3人、合わせて9人の一般就労を実現した。

28年度の2人に比べて大幅増、27年度6人に比べても増加した。

これは、就労担当職員の前向きな取組み、及び就業・生活支援センターさくら等関係機関、事業所の協力が大きかったので、30年度も、上越商工会議所ほか地域の商工会、農業者など広範囲に働きかけて雇用の機会を広げていく。

#### (8) 児童の放課後等利用支援

南さくら工房で定員5人の放課後等デイサービス事業を実施し、在学中の児童・生徒の放課後や長期休暇中の日中活動を支援するとともに、その他の工房で上越市の地域生活支援事業(日中一時支援事業)を実施する。

今後の利用者の傾向は、重症心身障がい者は横ばい乃至減少、行動障がい者は大きく増加する見込みなので、さくら園として対応を検討する。

#### (9) 安全・安心の施設運営、施設整備

30年1月、さくらの家で入居者が浴槽で死亡する事故が発生した。同じことを二度と繰り返さないために、呼出しブザーの設置、入浴時の確実な連絡・報告、特定な持病がある入居者の複数入浴及び見守りなど、実効ある改善策をまとめ実施している。

南さくら工房は、車椅子利用者が朝夕の送迎に際して玄関前のポーチで乗降しているが、車両数の割に場所が狭くて業務の安全性を確保できないため、現在隣接のポーチ下に設置のプレハブを移設しスペースを拡張する。

北さくら工房は、玄関回りが手狭で雨具収納場所を確保できないため、雨具掛けは廊下に置いているが、冬期間の強風対策、廊下の整頓を合わせて、雨具収納可能な風除室を整備する。

居多さくら工房は、重度障がい者受入れに伴い安全な作業スペース確保のため、作業室増築を行う。

そのほか、安全安心な環境を確保するため、「ヒヤリ・ハットの状態をなくし、小さな事故を減らし、そして重大事故を根絶する」ことを意識して、毎日施設・設備をチェックする。

#### (10) 虐待防止等への取組み

毎日の支援において不適切や間違った対処が利用者のストレスを増加させ、結果として虐待につながる事が指摘されている。このため、専門カリキュラムを実施するなど、絶対に虐待行為を起こさないために、継続して資質向上に努める。

苦情解決に関して、29年度は特に案件はなかったが、常に利用者・保護者の要望や意見に耳を傾ける姿勢を忘れずに、納得が得られる支援を目指す。

#### (11) 職員の能力向上

さくら園の30年4月の新規利用者は12人（さくら2人、つばき2人、北さくら2人、南さくら4人、居多さくら2人）であるが、特別支援学校新卒者の全体からみれば決して多いとは言えない。

障がい者の施設利用は行政や施設側が決めるものではなく、利用者が選択するものである。選んでもらうためには、常に提供サービスの向上に努め、ニーズに適合した支援を行わなければならない。そのためには、管理職員をはじめ、常勤職員、パート職員を問わず、それぞれが能力向上に努め、全体のレベルを高めることが不可欠である。

30年度は、分野ごとに職員の自主研究サークルを設置し、年間を通して就労促進ノウハウや発達障がい支援のノウハウなどを習得する。

また、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格等業務関連資格の取得を支援するとともに、積極的に関係団体主催の専門研修を受講させる。

#### (12) 福祉避難所設置への協力

福祉避難所における避難期間は1週間程度とのことである。さくら園は社会福祉法人として、1週間であれば施設利用への影響を最低限に抑えられると判断し、11施設中8施設（受入数：本人・介護者合わせて50人）を提供している。

29年度は7月の集中豪雨と10月の台風による豪雨時に、合わせて2回開設した。いずれも登録者の避難はなかったが、7月の豪雨の際、関川の増水が警戒水位を大きく上回ったため、つばきの家入居者8人（2人は外出中）

が、浸水の恐れのない南さくら工房に早期避難した。

つばきの家、さくら工房、北さくら工房及びさくらの家は福祉避難所に指定されているが、いずれも低地に立地しており、水害時の避難所として全く機能しないので、福祉避難所廃止を含めて、見直しを上越市と協議する予定である。

さくら園の上越市指定福祉避難所

さくら工房（高土町 3）、北さくら工房（西本町 1）、南さくら工房（大手町）、居多さくら工房（五智 6）、さくらの家（高土町 3）、

つばきの家（高土町 3）、さくらホーム朋（寺町 2）、さくらホーム陽（寺町 2）

(13) 公益的取組み

29 年度に「にいがたセーフティネット事業(求職者の職場体験受入事業)」に登録したほか、従来から車両等備品の無償貸出しを実施しており、社会福祉法人として公益的取組みを果たしているが、さらに法の隙間、制度の隙間を埋める役割を担っていく。